

第4 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

この計画は、障がいのある人の基本的人権が尊重され、乳幼児期から高齢期に至るライフステージのすべての段階において、身体的、精神的、社会的な適応能力の回復にとどまらず、地域の中で自立した生活ができるよう、あらゆる分野のサービスが有機的、体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念と、障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承します。

この理念のもとに、障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指します。

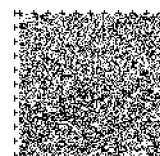
2 計画の基本的な方向

(1) 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が自らの選択により、できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら、住み慣れた地域での生活の継続や、入所施設から地域生活への移行が促進されるよう、一人ひとりの障がいに応じたニーズを的確に把握し、障がいの特性に対応した適切な保健・医療・福祉サービスを提供する体制の整備・充実に努めます。

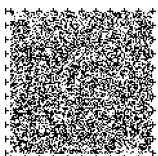
(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が可能な限り自らの選択と決定により、自立して主体的に行動し、その行動に責任を負うとともに、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、就労支援など、ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援の充実に努めます。



(3) バリアフリー社会の実現

障がいのある人の生活環境を整備するという観点から、地域社会に存在する偏見と差別といった心のバリア、住まいや移動等の環境のバリア、情報のバリアなど、地域生活を阻むソフト・ハード両面にわたる様々なバリアの解消に努めるとともに、障がいのある人の地域生活を支える市民の主体的な地域福祉活動を推進します。



3 施策の体系

【基本理念】 【基本的な方向】

【施策区分】

【施策の推進方向】

